

重要事項説明書

1. 訪問看護事業者（法人）の概要

名所・法人別	独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院
代表者名	郷地 英二
所在地・連絡先	(住所) 千葉県船橋市海神 6-13-10 (電話) 047-433-2111

2. 事業所の概要

(1) 事業所名所及び事業所番号

事業所名	船橋中央病院附属訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 千葉県船橋市海神 6-13-10 (電話) 047-433-2111
事業所番号	1 2 6 2 8 9 0 5 6 4
管理者の氏名	菱山 由美子

(2) 事業所の職員体制

職種	看護師・保健師
管理者	看護師長（常勤）1名（訪問看護師と兼務）
訪問看護師	看護師 4.5名（常勤）
事務員等	事務員 1名（非常勤）

3. 業務日及び業務時間

業務日	営業時間
平日 月曜日～金曜日 祝日・年末年始（12/29～1/3）は除く	8時30分～17時15分まで

4. 事業の目的

船橋中央病院附属訪問看護ステーションの職員及び業務管理に関する重要事項を定める事により、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とします。

5. 運営方針

- ・ステーションは、訪問看護を提供する事により、利用者の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活の維持・回復を図ると共に、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- ・ステーションは、事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣のほかの保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

6. 提供するサービスの第三者評価

利用者アンケート調査を年1回実施し、結果報告書の作成を行います。

7. サービス内容

①主治医の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

②訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。

- 全身状態の観察
- 医療処置（経管栄養法・留置カテーテル法・吸引・吸入・酸素吸入・人工肛門・点滴等）
- 排泄や栄養・清潔ケア
- 褥瘡の予防・処置
- 緩和ケア・看とりの看護
- リハビリテーション
- 認知症や精神疾病の看護
- 療養生活や介護方法の指導・家族相談・助言等
- ターミナルケア

8. サービス利用料及び利用者負担

訪問看護サービス利用料に関しては別紙のとおりです。

9. 緊急時の対応について

病状の変化時は、主治医への連絡を行い主治医の指示に従い適切な処置を行います。
主治医への連絡が困難な場合は救急搬送などの必要な処置を行わせていただきます。
また、緊急連絡先にご連絡いたします。

10. 秘密保持

事業所及び看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者へ漏らしません。

ただし、訪問するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

11. サービスの中止・終了

- ・利用者やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為（看護職員に対する暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等）を行った場合は、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
- ・利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2か月以上滞納した場合は、事業者は1か月以上の期間を定めて、期間満了までに支払いがない場合、介護支援専門員と居宅サービスの見直し調整を行ったうえで、契約を解除する旨の催告を行う事があります。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は速やかに当ステーションに申告して下さい。
(治癒するまでサービス時間の変更やサービスの利用をお断りする場合があります。)
- ・雪や台風による天候不良時には、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日を変更する場合があります。

12. サービスの自動的終了

- ・利用者が介護保険施設等に入所された場合
- ・利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合
- ・利用者の認定有効期限が切れた場合
- ・利用者が死亡された場合

13. 事故発生時の対応

サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14. 相談窓口・苦情等

(1) 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	047-433-2111 (代表)
FAX 番号	047-433-0049
担当者	菱山 由美子
受付日時	平日 8:30～17:15

(2) その他

居住地自治体

千葉県国民健康保険団体連合会